

意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

(注意事項)

- 1 環境の保全の見地からではない意見や、記載事項に不備がある意見書は、意見書として取扱うことができませんので御注意ください。
- 2 意見の記入及び提出に当たっては必ず別紙「意見書を提出する方へ」を御確認ください。

提出意見に関連する条例準備書の該当 ページ数又は環境影響評価項目等

<意見>

周辺環境を破壊する超高層ビルは見直しをしてください。

<理由>

駅前街区に146m37階、北街区に92m20階の超高層ビルは、駅周辺の地域に多大な環境破壊をもたらす。

予測によれば日照障害は363棟に及ぶ。中には7~8時間も日影になる棟もある。

引っ越しを余儀なくする人もでるのではないのでしょうか。保育園も2園あり、健康への影響が危惧される。

電波障害も広範囲に及ぶ。小杉ではテレビが2重に見える被害があった。

鷺沼駅は高台にあり、周囲に高層ビルがないことから大変なビル風が予想される。

小杉では自転車や人が転倒したり、看板や樹木が倒れたり被害がでた。

鷺沼は、保育園にママチャリで子供さんの送迎をする自転車の転倒が心配だ。

唯一の「デッキ広場」が3階のビルの谷間にできるが、強風で人が憩える場ではない。

建蔽率86%で駅前目いっぱい建てるビルは、霞が関ビルと同規模で6割は住宅。ビルの外壁側に歩行者通路を作ると言うが、幅は1m、災害の時は危険で使えません。

こんなに大きなビルは鷺沼駅前・周辺を住みにくい街にしてしまう。

意見記入欄

※ この用紙で記載しきれない場合は、便箋、野紙等を用いてください。その場合、紙の右上に__枚中__枚目と全体の枚数を記載してください (例: 3枚中1枚目)。